

障害のある方が
自分らしく暮らせる
杉並を指して

令和8年5月25日 令和8年度「障害福祉初任者講習会」

1 杉並区が目指すもの

「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」

これは、令和4年度から実施している杉並区基本構想に掲げる福祉・地域共生分野の将来像です。

障害者が自らの意思で選択や決定をしながら、充実した地域生活を続けられるよう、日中活動の場や住まいの確保、個々の能力等に応じた就労支援や社会参加支援の取組を推進し、障害の有無にかかわらず誰もが認め合い、支え合う共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

目標に向けた施策指標(成果指標)の現状と目標値

指標名 ----- 指標の説明		現状値	目標値	
			8年度 (2026)	12年度 (2030)
1	重度障害者通所施設定員数 ----- 重度障害者が日中活動を行う施設(生活介護)の定員数	206人 (4年度)	246人	286人
2	就労1年後の定着率 ----- 民間作業所および障害者雇用支援事業団から就労した人の定着率	91.7% (4年度)	97.0%	98.0%
3	障害者緊急時対応計画の作成が必要な障害者への計画作成率 ----- —	2.6% (4年度)	58.6%	100%
4	移動支援事業^{※3}利用率 ----- 年間利用者実人数÷年度末移動支援登録者数	72.2% (4年度)	86.0%	90.0%
5	街で障害者が困っているときに声をかけたことのある区民の割合 ----- 区民意向調査	75.3% (4年度)	86.0%	90.0%

令和8年度は計画改定を行う重要な年度

① 総合計画の実施に向けた最終改定(区全体)

「杉並区実行計画(第2次)」等の最終年度

総合計画の最後の本格改定の実施年

将来像実現に向けた総仕上げ

② 障害者施策推進計画の改定(分野別)

計画期間:令和9~11年度

「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を包含した計画

令和8年度は改定(策定)年度

2 令和8年度の主な取組

すぎのき生活園の本園舎の改修工事と仮設園舎での運営

令和8年5月 仮設園舎での運営

令和8～9年度 本園舎の大規模改修工事

令和10年度 本園舎での運営

障害福祉サービス事業所等の人材確保

○無資格者が資格を取って働けるよう令和8年度から受講料助成の対象
研修の拡大

○訪問系障害福祉サービス事業所で、未経験者を雇用し、正規採用に至る
までの人件費助成を拡充

移動支援事業の充実

- 肢体不自由児者の対象要件、通所送迎における通所期間の制限、介護者の就労等に関する要件を見直し
- ガイドヘルパー契約単価引き上げと契約要件緩和による参入促進

緊急時の地域での支援体制の強化

- 緊急時の受け入れ先確保や、支援者派遣を行う体制の強化
- ショートステイ先への移送費の一部を助成 **新規事業**

「共生社会しかけ隊」による合理的配慮の推進

視覚障害者のデジタルデバイス対策の推進

障害児の中学生以降の放課後等居場所のモデル事業

- 区立済美養護学校で同校中学部生徒を対象として実施

重症心身障害児通所施設わかばの移転準備

- 令和9年度に旧定期利用保育施設下井草跡地に移転
- 移転先の施設改修

区立児童相談所の開設

■開設年月 令和8年11月の予定

■所在地 阿佐谷南1-14-8

開設による障害分野の業務見直し・充実

3 よりよい支援のために

障害者虐待防止について

障害者の自立及び社会参加にとって、障害者に対する虐待の防止を図ることは極めて重要です。

もちろん、誰もが「自分が虐待をするわけがない。」とと思っています。しかし、日々の支援の中で虐待を目にすることや思わぬ行動が虐待となってしまうことがあるかもしれません。

(杉並区の障害者虐待通報受理件数)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通報受理件数(件)	31	39	40	35	53

障害者虐待の具体例

1	身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じる(恐れを含む)のある暴行を加えること、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
2	性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること、またはさせること
3	心理的虐待	障害者に著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動その他、障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
4	放置等による虐待	障害者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置のほか、他の労働者による1～3の虐待行為の放置など、これに準じる行為を行うこと
5	経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他、障害者から不当に財産上の利益を得ること

障害者の意思決定支援について

よりよい支援のためのチェックポイント

- ① 本人主体の価値観で支援する
- ② 信頼関係を築く
- ③ 本人らしさを理解する
- ④ 思いを引き出す・くみ取る
- ⑤ 自立を支援する
- ⑥ 本人の意思を具体化する
- ⑦ 連携・チームで支援する
- ⑧ 家族を含めた支援
- ⑨ 地域づくりを意識する
- ⑩ 意思決定支援について学び、考える

(杉並区地域自立支援協議会相談支援部会「意思決定支援において大切にしたいこと」より抜粋)

おわりに

本日は、お忙しいなか、令和7年度「障害福祉初任者講習会」にご参加くださり、ありがとうございました。

杉並区では、区内の事業者が安定的に質の高いサービスが提供できるよう、区職員と民間事業者が合同で研修を実施しています。

この初任者研修以外にも障害特性に応じた専門研修や、課題別研修等を実施しています。

ぜひ、研修について皆さんの職場でお話いただき、少しでも日頃の支援に活用していただければ幸いです。

令和8年5月25日

杉並区保健福祉部 障害者施策課長 江川 志穂

障害者施設支援課長 松下美穂子